平成２５年（フ）第８９号
松江市島根町大芦380番地
債務者　北野　眞人
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４１３号
大阪市住吉区殿辻２丁目２番27―606号　マンション55、前住所大阪市住之江区北島２丁目８番９―503号
債務者　岩井　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４５号
大阪府吹田市千里山虹が丘７番303号
債務者　古谷　洋江
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１９号
大阪市生野区巽南２丁目９番27―506号
債務者　桑原　友美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６５号
大阪府東大阪市日下町１丁目７番２号
債務者　今中　　清
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９８号
大阪府高槻市奈佐原元町33番20―102号
債務者　鳥垣美代子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７９号
大阪市港区八幡屋２丁目12番９―505号
債務者　大熊　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１７号
大阪府茨木市山手台１丁目６番１号
債務者　和田　浩平
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９１号
大阪府門真市千石西町８番57―306号
債務者　山口　智敬
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９４号
大阪市平野区喜連東４丁目３番７―503号
債務者　谷中　千浪
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９９号
大阪市生野区巽西４丁目２番21号
債務者　小谷田光大
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１号
和歌山市西庄206番地の１　ウエストヒルズ203号
債務者　吉居　千恵
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７７１７号
埼玉県狭山市大字北入曽422―１　スウェーデンハウス
債務者　小野澤健太
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１０号
神奈川県逗子市新宿４丁目13―13―912
債務者　松井　容子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１５号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３―403
債務者　樋口　和徳
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１９号
千葉県八千代市萱田1197―３　リバーサイド参番館303
債務者　楠原　君子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５１号
東京都葛飾区堀切４丁目53―15―101
債務者　田中　善治
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部